

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	要措置管理区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の変更の命令
概要	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例では、条例に定める有害物質（以下「管理有害物質」という。）により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その区域を要措置管理区域として指定し、健康被害を防止するために必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、講ずべき汚染の除去等の措置等を記載した汚染除去等計画を作成し、これを大阪市長に提出すべきことを指示するものとする。</p> <p>大阪市長は、汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第1項、第4項、第111条4項3号  大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の36、第48条の38、第48条の41  (<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyo/hozen/jiban/dojou.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyo/hozen/jiban/dojou.html</a>)</p>
処分基準	<p>要措置管理区域となる土地は、次のイ、ロ（施行規則第48条の33第4項）のいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準（条例第81条の9第4項）に適合する措置が講じられていない土地です。</p> <p>イ ①土壌溶出量基準を超過する土地であって、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状態にある。  ロ ①土壌含有量基準を超過する土地であって、その土地に一般の人が立ち入ることができる。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第4項</p> <p>知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第81条の10第1号及び第81条の11において同じ。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>○技術的基準（条例第81条の9第4項）</p> <p>条例第81条の9第4項の汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、施行規則第48条の43及び第48条の44に定めるところによる。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	